

平成24年9月27日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

新市建設計画の変更について(案)	・・・・・・・・	1～8
新市建設計画変更案新旧対照表	・・・・・・・・	別冊

新市建設計画の変更について（案）

1 計画変更の背景

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生を受け、同年 8 月に震災の被害を受けた合併市町村（以下「特定被災区域」という。）の実情に鑑み、当該市町村が旧合併特例法第 11 条の 2 第 1 項の規定により起こすことができる地方債（以下「合併特例債」という。）の発行期限を 5 年間延長する法律が制定・施行された。

さらに本年 7 月には、被災した合併市町村以外においても合併特例債の発行期限を 5 年間延長する法改正が行われ、特定被災区域である本市においては、合併特例債の発行期限が 10 年間延長されることとなり、平成 36 年度まで発行可能となった。

2 計画変更の目的

東日本大震災の教訓を踏まえた防災・災害対応体制の強化などに対処するため、新市建設計画の計画期間の延長等に係る変更を行い、合併特例債を有効に活用できる環境を整えることにより、次の(1)～(3)に掲げる事業に取り組む。

- (1) 合併後 7 年が経過し、東日本大震災後の災害対応など、行政ニーズが変化する中、新市を建設する上で新たに必要となる事業
- (2) 延長した計画期間内に予定されている市民生活に不可欠な事業
- (3) 社会情勢や財政状況の変化により、現行の計画期間では積み残しとなる事業

3 計画の変更内容

- (1) 上記「2 計画変更の目的」を果たすために必要な計画の変更を行う。
計画期間を延長し、当該期間の財政計画を追加する。
上記 2 の(1)及び(2)に掲げる事業のうち、事業名が記載されていないものを新規に追加する。
- (2) 「新市建設の基本方針」は変更しないが、計画の検証結果を反映して時点修正を行う。
地域協議会への廃止の諮問が完了している事業、状況の変化等により実施見込みのない事業等の名称を削除する。
計画策定後の法令等の改正、状況変化等により現状と合わなくなっている文言等の修正を行う。

4 計画の延長期間

上記「2 計画変更の目的」を果たすためには、消防防災機能の整備、ごみ焼却施設の建設などの検討・整備期間を考慮し、少なくとも平成 29 年度までの計画延長が必要である。

また、平成 23 年度に策定した財政計画（計画期間：平成 23～32 年度）は、平成 29 年度以降の収支の均衡が図られていないが、平成 24 年度以降の歳入歳出見直しを見直すことによって、平成 29 年度までは、収支の均衡が図られる見込みである。

以上から、新市建設計画の延長期間は平成 29 年度までの 3 年間とする。

なお、平成 30 年度以降を終期とする事業に合併特例債を活用する必要が生じた場合は、平成 25 年度以降に予定している財政計画の見直し結果を踏まえ、平成 30 年度以降の収支の均衡を図った上で、再度計画期間の延長など必要な計画変更を行う。

5 計画の検証結果

新市建設計画の「新市建設の基本方針」については、合併当時の思いをまとめたものであるが、その方向性は現状においても変わらないため、引き続きこれを新市建設の基本方針としていくこととする。

「新市の施策」以下「財政計画」までは、「新市建設の基本方針」を具体化したものであることから、基本的な方向性は変わらないものとする。

その上で、「新市の施策」以下の具体的な取組・施策・事業等に係る部分について、これまでの実施状況と今後の方向性について検証し、事業等は概ね計画に沿って実施されているとともに、その方向性は概ね一致していることが確認できたことから、今後もこれに沿って事業等を進めていくこととする。

なお、検証の結果、法令等の改正、地域協議会への諮問結果に基づく事業の廃止など、計画策定後の状況の変化により現状と合わない点が明らかとなったことから、時点修正は必要とする。

6 合併特例債の活用状況

発行上限額 約 600 億円

平成 17 年度～平成 24 年度の発行見込額 約 174 億円

7 スケジュール

時期	取組事項	内容
9 月 27 日	総務常任委員会所管事務調査	・ 計画変更案の説明
10 月中旬	地域協議会（ブロックで開催）	・ 新市建設計画の概要説明 ・ 計画変更案の説明
10 月下旬	県との内協議	・ 計画変更案の協議
10 月下旬 県との内協議後	総務常任委員会所管事務調査	・ 地域協議会及び県との内協議結果を踏まえた計画変更案の説明
11 月～12 月	・ 地域協議会への諮問（28 区） ・ パブリックコメント	・ 県との内協議結果を踏まえた計画変更案についての諮問、意見募集
1 月	県との事前協議	・ 地域協議会及びパブリックコメントの意見反映後の計画変更案についての協議
2 月	県との本協議	・ 変更案（最終案）の協議
3 月	3 月定例会	・ 議会提案

8 変更箇所

序論

「2 計画策定の方針」の「(3)計画の期間」

該当ページ	変更案	変更前	変更理由
P3	この計画は、平成 17 年度から平成 29 年度までの 13 か年を計画期間とします。 なお、財政状況との整合を図るため、 <u>社会情勢の変化や財政状況に著しい変化があった場合は、見直しに向けた検討を行うもの</u> とします。	この計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年を計画期間とします。 なお、財政状況との整合を図るため、 <u>計画策定後 5 年を目途に</u> <u>見直しに向けた検討を行うもの</u> とします。	見直し規定は、新市建設計画と財政状況との整合を図るために設けられたものであることから、見直しを行う期間の目途を定めるのではなく、計画に影響するような財政状況に著しい変化があった場合に、随時見直しに向けた検討を行うよう規定を改める。

新市の概況

統計データに、最新のデータを追加する。(P5～P13)

新市建設の基本方針

変更なし。

新市の施策

文言の時点修正

該当ページ	変更案	変更前	変更理由
P21, P27 P28	<u>再生可能</u> エネルギー	<u>環境調和型</u> エネルギー	国際的に認知度が高く、国が推進している政策上で定義されている用語に変更する。
P24, P25 P26, P27 P38	コミュニティ <u>プラザ</u>	コミュニティ <u>・</u> プラザ	上越市コミュニティプラザ条例の名称にあわせて変更する。
P25	自治基本条例を制定し、平成 20 年 4 月から施行しました。	自治基本条例を合併後速やかに制定することを目指します。	平成 20 年 4 月に、自治基本条例を施行したことから変更する。

該当ページ	変更案	変更前	変更理由
P25	<p><u>地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べるすることができます。</u></p> <p>(1)<u>地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項</u></p> <p>(2)<u>前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項</u></p> <p>(3)<u>市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項</u></p> <p>また、市長は、<u>上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければなりません。</u></p> <p>(1)<u>地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項</u></p> <p>(2)<u>地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項</u></p> <p>(3)<u>市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項</u></p>	<p><u>旧町村の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、旧町村の区域ごとに、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会を置きます。</u></p> <p><u>地域協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となります。また、市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申します。さらに、これらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べるすることができます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>その区域において行われる施策（予算措置を伴うものを含みます。）の策定及び実施に関すること</u> ・ <u>その区域における重要な施設の設置及び廃止等に関すること</u> ・ <u>新市建設計画のその区域に係る変更及び実施に関すること</u> <p><u>地域協議会の委員は、その協議会の区域において選挙された者を市長が選任します。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任します。</u></p>	<p>地域自治区制度は、平成 16 年度の地方自治法改正により創設された制度であるが、現行の記載内容は、法改正前に検討された内容であるため、法改正後に制定した上越市地域自治区の設置に関する条例の規定に合わせて変更する。</p> <p>なお、地域自治組織については、合併協議会において、「法律の改正等があった場合には、廃置分合の申請の議決後に、改正等の内容を考慮して検討する。」とされていた。</p>
P27, P28	再生可能エネルギー	新_____エネルギー	新エネルギーは再生可能エネルギーの中の一部の定義であることから変更する。

該当ページ	変更案	変更前	変更理由
P27	再生可能エネルギー	自然環境エネルギー	国際的に認知度が高く、国が推進している政策上で定義されている用語に変更する。
P29, P30	認知症	痴呆	2004年に厚生労働省の『「痴呆」に替わる用語に関する検討会』により、「痴呆」に替わる新しい用語として、「認知症」が最も適当であるとの報告がされ、それを受けて関連法も改正されたことから変更する。
P29	認知症高齢者グループホーム	痴呆性高齢者グループホーム	
P29	上越地域における障害者福祉の拠点となる総合福祉施設 と各地域にある施設など と人・情報をネットワーク化し、各地域の施設の機能向上を図ります。	上越地域における障害者福祉の拠点となる総合福祉施設を整備するとともに、これらの施設と各地域にある施設など人・情報をネットワーク化し、各地域の施設の機能向上を図ります。	障害者福祉の拠点となる総合福祉施設として、福祉交流プラザを整備したため変更する。
P29, P30	未満児保育	乳児保育	児童福祉法では、「乳児」とは満1歳に満たない者をさすことから、近年の0,1,2歳の保育ニーズを踏まえ、より広い意味の「未満児」に変更する。
P32	地域産業の活性化・高度化及び競争力の向上に向け、地域の資源や既存産業の特性を踏まえ、技術開発の支援、産学官連携の促進、企業間ネットワークの構築、特許等知的財産の活用促進を図ります。 また、長引く景気低迷により厳しい経営環境にある中小企業の経営安定化の確保に向け、資金面・経営面・技術面での支援を図ります。	地域産業の活性化・高度化 に向け 、技術開発の支援、産学官連携の促進、企業間ネットワークの構築、特許等知的財産の活用促進を図ります。 また、長引く景気低迷により厳しい経営環境にある中小企業の経営安定化の確保に向け、資金面・経営面・技術面での支援を図ります。 一方、産業の競争力を高めていくため、地域の資源や既存産業の特性を踏まえて戦略産業を定め、地域独自の産業クラスター形成を図ります。	産業クラスター構想創造事業については、平成19年に実施した「上越ものづくり産業の振興に向けた施策の方向性について」の調査研究の中で行った市内事業所向けアンケートで、市内の製造業者間で取引関係が相当程度構築されていることが確認されており、集積の実効性が低いことや、また、社会経済情勢なども考慮し、事業を廃止する。

該当ページ	変更案	変更前	変更理由
P40	やすづか___学園運営支援	やすづか自由学園運営支援	平成 19 年 4 月に学園名が変更されているため、現在の学園名に変更する。
P41	東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・災害対応体制の見直しを進め、地震、津波、原子力災害をはじめ、地すべり、海岸浸食、水害___、火災など、あらゆる災害から生命・財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。	___地震、___、地すべり、海岸浸食、水害などの自然災害や、火災など___から生命・財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。	東日本大震災の発生を受け変更する。
P42	また、市民の快適な生活・交流を支える地域間の情報通信網を民間の活力を活用しながら整備します。	また、市民の快適な生活・交流を支える地域間の情報通信網の整備を進めます___。	情報通信基盤の整備や運営については、行政が運営する情報通信基盤の民間譲渡や民間事業者の参入の促進といった、民間活力の活用を基本として進めるため変更する。
P45	木田庁舎	本庁___	現在の条例での名称等に合わせて変更する。
P45	総合事務所	支所___	
P45	木田庁舎の	本庁___	
P45	木田庁舎	本庁庁舎	

事業名の削除

該当ページ	削除する事業名	削除理由
P28	し尿処理施設増設整備事業	平成 22 年度から中郷区、板倉区のし尿等を受け入れたが既存施設で処理が可能であり、搬入量も減少傾向にあるため、増設の必要がないことから廃止する。
P35	漁港漁村活性化対策整備事業	漁村再生交付金事業に統合して、漁港整備事業の中で実施するため廃止する。
P36	産業クラスター構想創造事業	産業クラスター構想創造事業については、平成 19 年に実施した「上越ものづくり産業の振興に向けた施策の方向性について」の調査研究の中で行った市内事業所向けアンケートで、市内の製造業者間で取引関係が相当程度構築されていることが確認されており、集積の実効性が低いことや、また、社会経済情勢なども考慮し、事業を廃止する。

該当ページ	削除する事業名	削除理由
P36,P40	森の文化・匠の里づくり事業	閉校となった吉川高校の跡地に新たな専門学校を誘致し、設立を支援する事業であるが、誘致先の専門学校が進出を取りやめたため事業を廃止する。 なお、平成 23 年 4 月には、県立吉川高等特別支援学校が開校した。
P40	図書館ネットワークシステム整備事業	当初の事業目的は、フリーソフトの利用等により、ほぼ達成できており、また、高田・直江津図書館の図書を分館・分室で貸出・返却する仕組みも整っていることから大規模なシステム整備については廃止する。
P45	総合文書管理システム構築事業	電子メールやイントラの活用など、電子化が進んでおり、事業の必要性がないことから事業を廃止する。
P45	庁舎資料棟整備事業	庁舎資料棟整備事業については、清里区に公文書センターを整備し、清里区の櫛池と吉川区の竹直に書庫を整備し、事業の必要性がないことから事業を廃止する。

事業名の追加

該当ページ	追加する事業名	追加理由
P31,P40	(仮称)厚生産業会館建設事業	上越市に誇りと愛着を持ってもらうための仕掛けの一つとして、高田地区に市民が気軽に集い憩いそして語らうことができる場として(仮称)厚生産業会館を建設する必要があることから事業を追加する。
P36,P40	新水族博物館建設事業	施設・設備の老朽化が著しい現在の水族博物館を新たな地域学習拠点やレクリエーション拠点、観光集客拠点として整備し直し、これまで以上に新市の魅力度を向上させることにより、交流人口を増加させ、地域の活性化を図るため、新水族博物館の建設が必要であることから事業を追加する。
P43	消防防災機能整備事業	合併に伴う市域の拡大への対応とあわせ、自然災害が多発する上越地域の総合的な防災力の向上を図るため、消防防災機能の整備を進める必要があることから事業を追加する。
P43	上越斎場建設事業	上越斎場については、建設後 27 年が経過しており施設の新築が必要である。頸北斎場と現在、経塚斎場(妙高市)を利用している板倉区と中郷区の市民の利用も含め、斎場の効率的な運営を図る必要があることから事業を追加する。

該当ページ	追加する事業名	追加理由
P44	新幹線新駅周辺道路整備事業	上越地域の新たな玄関口となる北陸新幹線新駅への主要なアクセス道路を整備することにより、生活環境の改善と交通結節機能の向上を図り、新駅を中心とした周辺地域の交流を促進し、新市の更なる一体感を確立させる必要があることから事業を追加する。

新市における県事業の推進

変更なし。

公共施設の適正配置と整備

上越市公の施設の再配置計画策定時（平成 23 年 10 月）の施設数にあわせて変更する。（P48）

行財政運営

「1 行政運営」中の地域自治区制度に係る記述を現行制度にあわせて変更する。（P49～P51）

財政計画

計画期間の延長にあわせて収支の均衡が図られた平成 17 年度から平成 29 年度までの財政計画に変更する。（P52～P54）